

## 応急手当普及員資格の有効期限の変更について

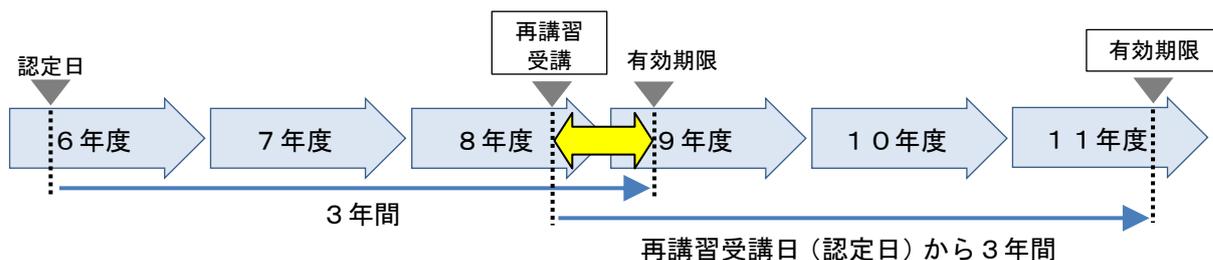
令和6年9月9日から、京都市消防局長が認定する応急手当普及員資格の有効期限を年度区切りとします。

これにより、応急手当普及員の資格取得時（本講習）の有効期限は、認定の年度から起算して3年間（3年度目の3月31日まで）とし、再講習受講後の有効期限は、再講習を受講した日の翌年度から起算して3年間（3年度目の3月31日まで）とします。

### 1 改正前

本講習（3日間）及び再講習（3時間）ともに、認定の日から3年

（イメージ図）



### 2 改正後

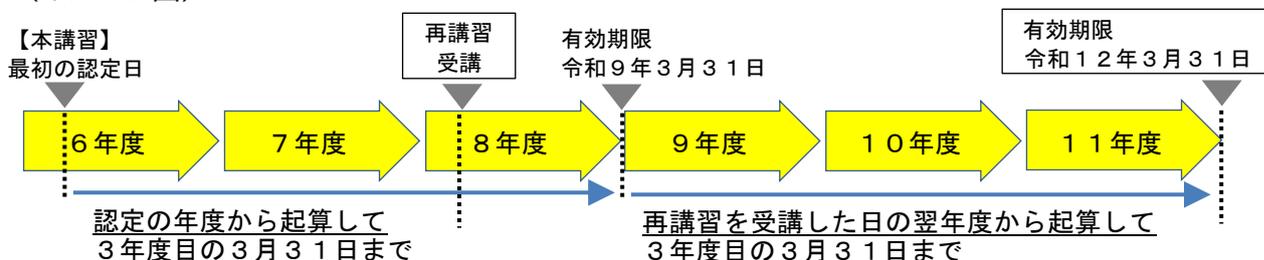
#### (1) 本講習

認定の年度から3年間（3年度目の3月31日まで）

#### (2) 再講習

再講習を受講した日の翌年度から3年間（3年度目の3月31日まで）

（イメージ図）

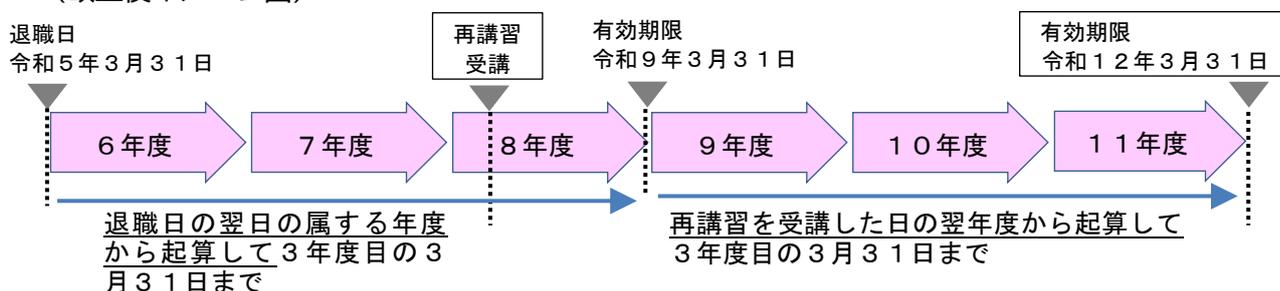


### 3 京都市の消防団員

改正前は、「在職中有効とし、退職した日から3年で失効」でしたが、改正後は、「在職中有効とし、退職後は、退職日の翌日の属する年度から3年間（3年度目の3月31日まで）有効」とします。

また、有効期限内に再講習を受講することで、再講習を受講した日の翌年度から3年間（3年度目の3月31日まで）有効とし、以降も同様とします。

（改正後イメージ図）



#### 4 既資格者の有効期限（経過措置）

令和6年9月9日時点で、現に資格の有効期限内にある応急手当普及員等の資格は、従前の有効期限が属する年度の末日まで有効とします。詳細は、下表を参照してください。

##### 一般（消防団員以外の者）

認定日	講習種別	改正前の有効期限	改正後の有効期限
～令和3年9月9日	本講習	認定の日から3年	同左
	再講習		
令和3年9月10日 ～令和4年4月1日	本講習	認定の日から3年	令和7年3月31日
	再講習		
令和4年4月2日 ～令和5年4月1日	本講習	認定の日から3年	令和8年3月31日
	再講習		
令和5年4月2日 ～令和6年4月1日	本講習	認定の日から3年	令和9年3月31日
	再講習		
令和6年4月2日 ～令和6年9月8日	本講習	認定の日から3年	令和10年3月31日
	再講習		
令和6年9月9日 ～令和7年3月31日	本講習		<u>令和9年3月31日</u>
	再講習		<u>令和10年3月31日</u>
令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	本講習		令和10年3月31日
	再講習		令和11年3月31日

##### 消防団員

退職日	改正前の有効期限	改正後の有効期限
～令和3年9月9日	退職した日から3年	同左
令和3年9月10日 ～令和4年4月1日	退職した日から3年	令和7年3月31日
令和4年4月2日 ～令和5年4月1日	退職した日から3年	令和8年3月31日
令和5年4月2日 ～令和6年4月1日	退職した日から3年	令和9年3月31日
令和6年4月2日 ～令和6年9月8日	退職した日から3年	令和10年3月31日
令和6年9月9日 ～令和7年3月30日		<u>令和9年3月31日</u>
令和7年3月31日 ～令和8年3月30日		令和10年3月31日
令和8年3月31日 ～令和9年3月30日		令和11年3月31日